慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	太田俊太郎著『アメリカ合衆国大統領選挙の研究』
Sub Title	OHTA, Shuntaro "Studies on American Presidential Elections"
Author	本田, 幾子(Honda, Ikuko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1997
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.70, No.6 (1997. 6) ,p.203- 210
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19970628-0203

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

『アメリカ合衆国大統領選挙の研究』

太田俊太郎著

本書は、著者が三十年にわたりアメリカ大統領選挙に関して『法学研究』や『三田評論』等に発表してきた学術論文や書評のなかから一九編を選んで一冊に収録した論文集である。大きく二部構成に分かれており、第一部は選挙制度、政党、有権者と題されているが、ここで扱われているのは他に類をみない詳細な大統領選挙制度史である。第二部は一九六〇年以降の各大統領選挙の分析であり、大統領選挙の仕組みの解説を挟んで第七章の一九六〇年選挙から第一五章一九九二年選挙までの分析が述べられている。次にまず、第一部の章建てを紹介しておく。

第一部　選挙制度、政党、有権者

第一章　大統領選挙人団の制度の成立
　　―建国父祖による大統領選出の構想と現実―

第二章　大統領選挙人団制の問題点と改革論

第三章　大統領予備選挙制の問題点
　　―その長所と欠陥―

第四章　都市化と政界再編

第五章　アメリカ政治における郊外―都市化の第三段階としての郊外化と政界再編―

補論一　Kevin P. Phillips『出現しつつある多数派としての共和党』をめぐって（紹介と書評）

二　Richard M. Scammon and Ben J. Wattenberg『真の多数派』をめぐって（紹介と書評）

第六章　有権者の態度変化

以上第一部

著者は序において「アメリカ合衆国の政治は、四年毎に定期的に巡ってくる大統領選挙を節目として継続あるいは転換し、発展を遂げてきたともいえる。そのような理由から、アメリカ政治研究者として、アメリカ大統領選挙に対して真っ正面から取り組まなければならないと考えてきた。」と述べているが、本書で特筆すべきは、正にこの大統領選挙制度に対する学術的な取り組み姿勢である。時事

的な、あるいは数量的な分析というものは各大統領選挙毎に数多く発表されるものの、その多くが保守化、ジェンダー・ギャップ、ベビー・ブーマー現象、サッカー・ママといった代表的社会的風潮を示す用語を見いだす以上のことをし得ないのが現実である。第一部全体を通し、これほどアカデミックな雰囲気を持った著作は大統領選挙分析では皆無であったといってよい。

特に第一章、大統領選挙人団制の成立と第二章、大統領選挙人団制の問題点と改革論の二章は傑出した大統領選挙人団制度そのものについての制度史と多角的分析であり、邦文でこれほど纏まりのあるものは例がない。

「今日、高度な情報化社会に突入したアメリカにおいて、大統領選挙に巧妙な世論調査や高度なエレクトロニクスの技術が導入され、いかにそれに近代的装いが付されようと、アメリカ大統領の選出方法は、…（中略）…大統領選挙人による間接選挙制――大統領選挙人団制（Electoral College System）――が原理的になんら修正、変更を受けることなく、G・ワシントンを選出した第一回の大統領選挙以来、今日まで約二〇〇年にわたって継承されてきたのである。」と著者が説明するほどアメリカ史に根ざしている大統領選挙人団制ではあるが、今日まで様々な欠陥を露呈したがためにしばしば批判の対象となり、一七九七年にその改正を要求する憲法修正案が議会に提案されて以来、この種の憲法改正案が提出されなかった会期はほとんどない。しかしその憲法修正が実現したのは一八〇四年の憲法修正第十二条のみである。しかるに近年、一九六〇年のケネディー対ニクソンの接近戦以来、大統領選挙人団制に対する改革論がしばしば提起されるようになる。著者は、一九六八年、ジョージ・C・ウォーレスの特異な戦略が、大統領選挙人団制に深刻な脅威を与え、一九六九年合衆国下院が遂に建国以来の大統領選挙人団の制度を廃止して、直接選挙に切り替える画期的な憲法修正案を可決したというような状況に鑑みて、この問題の原点に立ち返り、憲法制定会議からこの制度についての議論を再検討している。

憲法会議は国家行政首長選出方法の討議に関してかなりの日時と労力を費やして約九種の方式を提案したが、これらは原理的には、国家（連邦）議会による選挙、人民による選挙、邦政府（邦会議あるいは邦行政首長）による選挙に分類できる。そして、結果的には、憲法の制定者たちはこれら三原理の巧みな混合によって懸案の解決を図ったと説明されている。

著者はこれら三原理についても詳細にその議論を記述分

析しているが、なかでも、人民による直接選挙は、二つの障害があったとする。一つは人民が自邦の候補に投票する傾向があり、結果的には大邦が有利であるという議論と、もう一つは参政権の規定が各邦において様々で大統領を選出する権利を有する人民が誰であるか統一的に規定できないことであった。この二点を巧みに回避した人民による大統領直接選挙方式の修正版ともいえる大統領選挙人団制がいわゆる十一人委員会（the Committee of Elevens）の報告によって憲法会議に現れたのは、会議も最終段階に近い一七八七年九月四日であったとしている。しかし、この案においても、大統領選挙人票において、二人以上が選挙人総数の過半数を得た上で同票となるか、あるいは過半数に達しない場合、上院（元老院）に決定が委ねられることになっていたため、上院の権力の強大化を危惧する上から、議論が巻き起こった。結局、小邦への妥協もあり、一邦一票ではあるが上院を下院に変えること、及び下院では上位五名から大統領を選ぶことという妥協を持って落ちついた。

憲法制定者たちは、また、大統領選挙に伴う腐敗、陰謀、徒党から大統領を守り、その独立性を維持するために次の二つの規定を盛り込んだ。一つは「合衆国の立法府の議員または合衆国の下に報酬を受け、もしくは信任により官職にあるものは選挙人に選任せられない。」であり、他の一つは、「選挙人は各々その邦に集会し、投票によって二人を選挙する。……選挙人はすべての得票者の名簿及び各得票者の得票表を作成し、これに署名し、証明をした上封緘して元老院議長に宛て合衆国政府の所在地に送付しなければならない。」としたものである。後者が選挙人による陰謀、結託の機会をなくそうとした配慮であることは言うまでもない。

建国の父祖の大統領選出に対する基本的構想は、好ましからざる政治屋の野心を抑制し、長期間にわたる公共的奉仕によって、全大陸的に評価を勝ち得た品格のある有徳の人物を大統領候補として選出することであった。そこで彼らは党派によらない選挙を構想した。しかし、建国父祖が嫌否した政党の出現は、かれらが創造した新憲法によって初めて成立した全国政府と全国政治の必然の結果であり、建国父祖による大銃領選出の構想は、政党政治の発展によりその多くが崩れることとなった。皮肉にも、大統領選挙人団制の二世紀にわたる持続は父祖が嫌否した正にこの政党によって守られてきたのだと著者は第一章大統領選挙人団の成立の最後に述べている。

第二章の大統領選挙人団制の問題点と改革論においては、

やはり、一九六八年のジョージ・ウォーレスの第三党運動の脅威から始まって、詳細な一九六八年選挙の分析があり、一九六八年二月ウォーレスが、ピッツバーグの記者会見で、七つの条件を出し、これらの条件をのむことにした大政党のいずれかにウォーレスの獲得した大統領選挙人団票を提供するという計画を出し、結果は挫折に終わったものの現行制度の見直しの気運が高まったと記している。そして、現行制度の問題点として、次の四点を指摘している。

一　大統領選挙人の選任。各州で選任方法が様々である。

二　公認候補者名簿制。選挙人票の分散を回避すべく導入された全州を通ずる一括（ユニット）投票制。いかに僅小の差であれその州で最多得票を得たものがその州の持つ選挙人票を独占しうる（winner-take-all）制度で最も論議の対象となってきた。余談であるが、私は歴史的にこの制度が統計的にどの程度整合性を持っているかを計算したことがある。要するに大統領選挙人票と一般投票の獲得率の相関を時系列的にみただけだが、意外なことに第二次世界大戦後の方がその相関係数はそれ以前より高くなり、昨今、いわゆる第三候補が出現したときでも、ほとんど攪乱的な影響はない。この制度の妥当性を論ずる際の参考になれば幸いである。

三　短式大統領投票用紙。いわゆる大統領選挙人候補者の氏名が省略されて、大統領及び副大統領の氏名だけが記載されている投票用紙である。一九三〇年以降これを採用する州が急増している。

四　選挙人の誓約と誓約違反をめぐる問題。短式大統領投票用紙は、大統領選挙人が彼らの所属する政党の指令に誓約した自動販売人（Pledged Automat）であることを前提としているが、これが憲法上規定されたような制度でないだけに、ウォーレスの時のような問題が起きる場合がある。Congressional Quarterly Weekly Reportによれば一八二〇年から一九六四年までの一万五二二五票の大統領選挙人票のうち、明らかに指令に反して投ぜられた票は四票にすぎないものの、著者は、一九四八年のレイ対ブレアー事件と一九六八年のL・W・ベイリーの例を引いて、この選挙人の持つ自由度の検証を行っている。

さて、これら四つの問題点に対し、毎会期連邦議会に種々の改革案が提案されてきた。これらを著者は三つに分類している。

一　選挙人区制。いわゆるユニット・ルールの廃止。

二　比例配分制。一九六九年九月に下院のみを通過した憲法修正案。すなわち、大統領選挙人団制を廃止して直接

選挙を採用するとしたものであるが、投票年齢の相違や、大州、小州の既得利益に鑑み実現性が薄いとされる。また、大州内のサブ・グループ（黒人、ユダヤ系、カトリック等）のswing voteを持つものとしての発言権も弱まる。さらには、アメリカ弁護士協会が勧告したように小党の乱立と不当な跳梁を許す可能性がある。少数派大統領の恒常化をもたらす危険性もある。

これらすべてを指摘した上で、著者はアメリカにおける直接選挙制の導入を強く勧告している。直接選挙制は現行制度における不合理、乱用――大統領選挙人の任命方法に対する州議会の関与、大統領選挙人の誓約違反、大州の小州に対する優位、小州の大州に対する優位、一般投票で敗退した候補者が当選する可能性など――をすべて解決し、全ての投票者の票を平等化し、全国のあらゆる地域に選挙運動、政治活動を等しく分散させ、大統領選挙を活性化し、二大政党制を促進させるものであるから、連邦議会及び、広くアメリカ国民の勇断を期待すると結んでいる。この章が書かれた時期がその気運の高まっていた時期であったための表現であると思われるが、現代アメリカ史は残念にもこれを裏切ってしまったままである。また、直接選挙が二大政党制を必ずしも促進するかは疑問があるように思われる。前述したように、単なるHard Dataだけを見ると、大統領選挙人団制は現代アメリカ政治においてさほどその整合性を問われる矛盾を呈していないようにも見える。ハミルトンが『ザ・フェデラリスト』において述べたように、「この方式がもし完全でないとしても、少なくともそれは卓越したものであると断言してはばからない。」ものなのかもしれない。

第一章、二章があまりに興味深かったためにこの問題を紹介しすぎてしまったが、第三章、大統領予備選挙の問題点もきわめてよく大統領予備選挙の論点を網羅検討した章である。まずはその導入史が詳細に述べられ、大統領予備選挙制の長所として、「大統領候補者の指名に対する党のボス支配を排し、一般の党員、党支持者の要望を担った新星を党に導入することにこの制度の神髄が認められる。」と著者は述べ、その後、七項目にわたってその欠点が詳細に解説されている。ここではその項目だけを紹介しておく。

一　大統領予備選挙が実施される期間があまりにも長い。

二　期間中、候補者自身の業務の遂行が著しく害される。

三　大統領予備選挙にあまりにも費用がかかりすぎる。

四　大統領予備選挙の形態が各州で異なり、規則、手続があまりにも複雑、煩雑である。

五　大統領予備選挙は真に党員の意向を代表する制度であろうかという疑問がある。ニュー・ハンプシャーのように過度にマスコミの注目を集める場合もある。

六　越境予備選挙（cross-over primary）の問題がある。このような州が一三州にも一九七六年には達し、その利点、欠点が指摘されている。

七　勝者独占予備選挙の問題。全ての州で行われるわけではないが、本選挙の場合と同様の議論をもたらす。

八　大統領予備選挙は党内派閥の対立、抗争を激化させる。

以上が指摘されている問題点であって、著者は特に最後の論点については、一九六八年の民主党ニュー・ポリティックス、一九七二年のマクガヴァン旋風といった社会風潮も交え分析を行っている。

第一部、第四章、第五章はアメリカ政治における三段階の都市化とそれに伴う政界の再編についての分析である。V・O・キィーの『決定的選挙』の事例は、都市化の各段階において起こっている、と、著者はとき起こし、とくに、一九五〇年代から今日にかけて、殆どの中心都市は人口の減少を記録し、いわゆる郊外化現象が顕著であるとして、K・P・フィリップスの主張を紹介し、郊外人口の増加と郊外が保守的傾向を強めつつあることを根拠に一九七〇年代における共和党の台頭の可能性を示唆している。

無論、一八九六年のマッキンレーの決定的勝利により共和党優位の確立した、都市化の第一段階、大都市化の進行する中で、「ウォルシュの革命」や「アル・スミスの革命」により、「ルーズベルト革命」より以前、一九二〇年代初期に民主党が多数を制する実力を持った都市化の第二段階についても詳細な社会、政治的分析がある。

第五章は都市化の第三段階としての郊外に着目したものであり、第二次大戦後、急激な住宅建設、大幅な出生率の伸び、及び経済繁栄のため、もたらされた潜在的な『第三の勢力』たる新しい郊外の政治的影響の分析である。この『郊外』は極めて多様であるものの、当時著しい共和党支持を示しており、この特性について、著者は郊外住民の転向説と移植説の二つの仮説を紹介し、検討している。

但し、結びにおいて、一九五〇年代から一九六〇年代にいたる投票行動の研究では大統領選挙、連邦下院議員選挙での郊外票はより民主党よりになっており、共和党の勢力増大は望み得ないだろうと著者は結論し、フィリップスの主張は共和党陣営の希望的観測であろうとしている。（フィリップスの『出現しつつある多数派としての共和党』及

びこれと対照的な論点から書かれたR・スキャモン、B・J・ワッテンバーグの『真の多数派』については補論として詳しい紹介と書評が本書にある。）確かに、一九六〇年代前半までの投票行動研究は共和党に有利なものではなかったが、これ以降の動きはやや著者の予測を裏切るものとなってしまったことは残念である。然し、このことについても、「七〇年代における郊外の動向が選挙戦の主な決定要因になるであろう」という表現で、この補論において触れられており、いち早くその後の変化を察知した著者の洞察の深さをうかがわせる。

第一部、第六章は実に包括的な一九五〇年代以降のアメリカの有権者及びその投票行動の分析である。脱政党化現象、イッシュー志向型の投票行動、政治不信といった現代アメリカ政治のキーワードを網羅しつつ、著者は、一九六〇年代後半から一九七〇年代初期にかけて、脱政党化現象が急速に進み、政党や所属社会諸集団の政治的、社会的拘束から解き放たれた有権者によって分割投票が増加し、政党の役割が一段と低下する中で、選挙の過程が極めて不安定化し、特に大統領選挙レヴェルにおいて、全国的規模での安定的な多数は全く消滅してしまったといえると述べている。そして、七〇年代後半から八〇年代への可能な動きとして、政党の近代化と参加型政党の発展を踏まえた新たな民主党連合再建の可能性を探っている。著者は結論的に民主党は変化と実験の党として、共和党よりはるかに多様な要素を糾合する余地を持っている。しかしそれには、党内の「ニュー・リベラリズム」と「オールド・リベラリズム」勢力の調整、とりわけ人種問題の調整が必要であろうとしている。また、脱工業化段階において、多数を糾合し、これを結びつける統合原理が、現実的・具体的な経済的結合因子から、生活の質や人間的諸価値にかかわる抽象的・原理的価値へと移行せざるを得ないとすれば、価値観の多様化の中における現代アメリカの政治的多数連合は、やはり不安定になることは避けられないであろう。と結んでいる。この章は一九七六年選挙の直前に書かれたものであるが、この最後の結論は一九九二年以降の大統領選挙にも極めて深い洞察を与えているように思われる。

以上、今回の書評では、第一部を中心に紹介してきた。第二部の第八章から第十五章までは一九六〇年から一九九二年までの各大統領選挙の分析である。然し、単なるその場限りの分析とは異なり、各分析において、極めて、学際的な研究がちりばめられている。たとえば、六〇年代選挙の分析においては、宗教問題に焦点が絞られており、従来、

カトリックであることが、大統領候補のアヴェイラヴィリティーにマイナスの効果を持つとされてきたことが、今日全く妥当性を失ったのか、また、なを妥当なものとすれば、どの程度の妥当性を有するのかが検証され、同時にカトリック教徒のマイノリティーからマジョリティー・グループへの移行傾向が記されている。

一九六四年選挙については共和党に内在する諸問題を、現代共和主義の持つ弱点から解説し、ゴールドウォーターによる選挙戦術とその瓦解についてが、幅広く検証されている。一九七二年選挙においては、マクガヴァンの登場による民主党内の分裂が鮮明に描写されているなど紹介するにあまりある。各々の選挙戦分析の脱稿の時期が必ずしも選挙後ではないため、著者にとってやや不公平な結果となってしまった分析もないではないが全般に、アメリカ史及び政治制度史に立脚した極めて学術レヴェルの高い見識がうかがえる。ただ、既に発表された論文集であるために、一九六〇年代以降の全般の流れを見おろした分析がないのが惜しまれる。たとえば、シュレジンジャーのようなサイクル理論の一端などが、第二部で長期のダイナミックスとして何らかの形で検証されればなどとつい考えてしまうのは望み過ぎであろうか。

本田幾子